

第3章

男女平等参画を推進する社会づくり

男女平等参画社会を実現するためには、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める取組が不可欠です。性別、年齢、既婚・未婚、子どもの有無、働き方を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、それぞれの多様性を受容し、互いに思いやり・助け合いのもとで、社会のあらゆる分野の活動にともに参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されます。

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する現代社会の中で、男女がともに個人として尊重され、その個性や能力を発揮するためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。多様な学習の機会を提供するなど社会全体で取り組んでいきます。

人権尊重を基本とした男女平等参画社会を形成するための取組は、様々な分野にまたがっており、これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進することが求められます。あらゆる分野において、相互の連携を図りつつ男女平等参画を推進する体制の整備・強化を図っていきます。

3. 男女平等参画を推進する社会づくり

(1) 教育・学習の充実

- ア 学校での男女平等
- イ 研修・情報提供
- ウ 多様な学習機会の提供

- ア 学校での男女平等
- イ 家庭・地域での教育
- ウ NPO、ボランティア活動のための支援

(2) 普及・広報の充実

① 情報・交流の推進

- ア 情報の提供
- イ 交流の推進

- ア 普及啓発

② 社会制度・慣行の見直し

- ア 都庁内における対応

- ア 制度・慣行の検討

(3) 推進体制

- ア 都における体制
- イ 相談(都民からの申出)
- ウ 区市町村や事業者等との連携

(1) 教育・学習の充実

目標	学校教育における男女平等を推進し、性別にかかわりなく個人を尊重する男女平等の意識を持った児童・生徒を育成します。また、都民が生涯を通じて個性と能力を育むような学習の機会を提供し、都民の男女平等参画を進めます。
----	--

■現状・課題

教育は、男女平等参画社会を実現するための基礎を築くものです。学校教育においては、児童・生徒が、男女の互いの違いを認めつつ、固定的な役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、適正な男女平等教育を推進する必要があります。

男女ともに若いうちから、自分の将来設計について、特に、キャリアデザインとライフデザインの両面から、主体的に考えることが必要です。

児童・生徒が自らの進路を見据え、主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために望ましい勤労観・職業観の育成が求められています。

男女平等参画の視点に立った教育を進めていくためには、教職員の意識と行動が大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育についての認識を高めることが必要です。また、「男女共同参画基本計画（第2次）」の記述*にも配慮する必要があります。

近年、価値観やライフスタイルの多様化とともに生涯学習のニーズも多様化してきています。特に、情報通信の高度化や産業構造の変化に伴い、職業能力の向上に対するニーズも高まっています。

■基本的方向

学校は、男女平等教育を教育課程に位置付け、全教育活動を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を推進します。

誰もがライフスタイルにあわせて、一人ひとりの目的と能力に応じた学習が受けられるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供していきます。

人権尊重を基盤にした男女平等参画社会の実現のため、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において、相互連携を図りつつ、男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図ります。

* 「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）では、「「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。」とされています。ジェンダー・フリーという用語に関しては、様々な考え方や意見があり、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、上記のように記述されました。

く都の施策 >

ア 学校での男女平等

学校において、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒を育成します。男女とも一人ひとりが主体的に進路を選択できるよう望ましい勤労観・職業観を育成します。

事業名	事業概要	所管局
教育課程の適正な編成及び実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、教育活動全体を通して組織的・計画的に男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	教育庁
	男女平等教育を教育課程に位置付け、組織的・計画的に指導するよう、職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	
	区市教育委員会等との連携を通し、各学校が適正な男女平等教育を推進するよう、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	
	各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に男女平等教育に関する指導資料を掲載します。	
学校運営の工夫・改善	各学校で、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発などをを行うよう校内研修を支援します。	教育庁
	学校の実態に即した男女平等教育を推進するため、全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。	
都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	教育庁
インターンシップの推進	就業体験を通じて、望ましい勤労観・職業観を育成します。これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	教育庁
☆わく(Work)わく(Work) Week Tokyo(中学生の職場体験)	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成します。	教育庁

事業名	事業概要	所管局
進路指導	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	教育庁

イ 研修・情報提供

教員や社会教育関係者に対して、男女平等参画への理解を推進するための研修や情報提供を行います。

事業名	事業概要	所管局
教職員への研修の実施	人権課題「女性」、「子ども」、「高齢者」等について、今日の人権教育推進にかかる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	教育庁
社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	教育庁
情報・資料の収集と提供	都民の生涯学習及び社会教育活動に必要な情報・資料を提供します。	教育庁

ウ 多様な学習機会の提供

女性が社会で活躍するために、自己の能力の向上や再就職の準備をするための学習の場を提供します。

事業名	事業概要	所管局
都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	教育庁
自主学習活動の支援	ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	生活文化スポーツ局
職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等（※従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更）において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。（再掲）	産業労働局
☆しごとセンタ一事業の推進 (多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や、起業・創業、NPOでの就業など、雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。（再掲）	産業労働局

〈都民・事業者の取組〉

ア 学校での男女平等

私立学校等においても、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒・学生を育成していきます。

項目	概 要	団体名
男女平等参画意識の啓発	男女平等の考え方の徹底及び意識の向上 (1) 教育活動のあらゆる場において、その意識を高めます。 (2) 男女混合の名簿や座席を使用するなど、常時活動の中で工夫します。	私立初等学校協会
	☆学校現場での男女平等参画の促進 (1) 男女平等の理念を推進する学校教育及び家庭教育の充実を図ります。 (2) 男女がともに家庭生活及び食生活の重要性を確認し、向上に努めるよう意識啓発に努めます。	小学校PTA協議会

項目	概 要	団体名
男女平等参画意識の啓発	男女平等教育の推進に協力していくよう提案していきます。	公立中学校 P T A 協議会
	教育の場において、男女平等参画社会の実現をめざすための工夫を重ねます。 ・授業科目への積極的な取組、講演会、シンポジウムの開催等を行います。	私大連盟
進路指導	男子校も含め、看護職をめざす高校生を対象に、年2回説明会を実施します。	看護協会
	就職及び進学に際して、男女平等参画の視点から進路指導や相談を行います。	私大連盟
	就職をめざしている子どもとその保護者に向けて、働く場における男女平等参画を促進している企業の情報を収集・提供します。	公立高等学校 P T A 連合会
研修・講習会等	(1)教職員を対象に、男女平等参画の観点から教育の現場において必要な教育指導方法・生活指導方法・カウンセリングの基礎と実習等の研修を実施します。 (2)関係者及び父母等を対象に青年期の心理を理解するために「カウンセリング」研修を実施します。 (3)進路指導担当者を対象に、企業団体等と連携を図り、均等な雇用機会の確保のための理解を深める研修を実施します。 ☆(4)専修学校各種学校の教育水準の充実向上を目的に、研究論文を実施し、教職員の教育研究を奨励します。	専修学校各種学校協会
	各学校に、男女が共同で子どもにかかわることをテーマにした研修会・講習会・講演会等実施の検討を働きかけます。	公立高等学校 P T A 連合会
	家庭と学校が協力して、男女平等参画の重要性を理解し、そのための意識改革に努めます。 ・P T A 協議会において講演会を行うなど、積極的に男女平等参画をテーマとします。	公立高等学校定通 P T A 連合会
	学校におけるボランティア福祉教育とボランティア活動を通して、子どもたちのボランティア活動への関心を高め、男女の人権や介護、国際理解などについての理解を促進します。	ボランティア・市民活動センター

イ 家庭・地域での教育

地域活動等を通じて、男女平等参画の学習の機会を充実します。

項目	概 要	団体名
地域での教育	人間形成の基礎を培う幼稚期において、子どもたちの自主と共同の態度や思いやりを育てるため、保護者に対し、研修会を実施します。	私立幼稚園 P T A連合会
	P T A活動を通して、男女平等参画の考え方を広めます。 ・年間の活動の中で、男女平等に関する講演会を実施し、日常生活において男女平等参画の必要性を説きます。	私立初等学校父母の会連合会
	男女が共同で子どもにかかわるということを学習する場の提供を考えます。 ・男女が協力して、思春期の子どもにかかわる必要なスキルを獲得するため、研修会・講演会を開催します。	公立高等学校 P T A連合会
	☆(1)障害があっても子どもたちがひとりの人間として尊ばれ、人権意識や男女平等感覚を学校の様々な場で育てられるよう、P T A活動や卒業後のアフタケア等での機会を捉え、取り組んでいきます。 ☆(2)障害があっても子どもたちがひとりの人間として地域に受け入れられ、人権・男女平等の理念のもとに尊ばれるよう、団体として様々な機会に発言していきます。	心身障害教育学校 P T A連合会
	☆男女共同参画基本計画（第2次）を知ろう 男女共同参画基本計画（第2次）策定の背景を含めて学習し、地域活動で取り組むことができる課題を選び出し、具体的な行動に結び付けます。	地域婦人団体連盟
家庭での教育	☆(1)各クラブより選出された高校生 150 名によるユース・フォーラムを隔年で開催します。 ☆(2)高校生に対しての奨学金制度を実施します。	ソロプチミスト日本東リジョン
	家庭環境の工夫を促します。 幼稚期に男女平等の意識の芽生えを培うため家庭環境の工夫を図ります。 ①おとなが無意識に使ってしまう「～のくせに」、「～なんだから」といった言動や思い込みを見直します。 ②遊びや遊具、友達関係に対して性別による枠を押し付けないようにします。	公立幼稚園 P T A連絡協議会

ウ NPO、ボランティア活動のための支援

NPO・ボランティア活動等により、男女平等参画の促進を図ります。

項目	概要	団体名
NPO支援	<p>大学等の教育機関とNPOとの連携による生涯学習の新たなプラットフォーム（基盤）をつくります。</p> <p>(1)大学とNPO、行政、企業、商店街との連携による地域プラットフォームをつくり、学習や活動の機会を増やします。</p> <p>(2)NPOの総合情報サイト（NPORT）を活用して男女平等の社会参画を推進します。</p> <p>☆生涯学習分野におけるNPO支援事業</p> <p>(1)産官学民連携による人材育成モデルプログラム研究及び構築を行います。生涯学習NPOにおいては、特に人材育成・教育機能を発揮することが求められていることから、大学、NPO、企業等の連携による研究を行います。</p> <p>(2)研究成果を冊子にまとめ、広く公表することによって、今後のNPO支援研究及び多数の生涯学習分野NPOの人材育成活動に資するものとします。</p>	NPOサポートセンター
情報提供・ネットワーク	<p>(1)男女がともに参加できるボランティア、市民活動の情報提供と相談活動を推進します。</p> <p>①多様な領域のボランティア、市民活動の情報をニュースレター、ボード、インターネット等で提供します。</p> <p>②ボランティア活動への参加やNPOの設立・運営について相談を行います。</p> <p>(2)研修・講座を開催し、多様な人たちの参画による市民社会をめざします。</p> <p>①男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民活動への参加促進のための研修を行います。</p> <p>②ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会を提供します。</p> <p>(3)子どもたちがボランティア活動等に参加し、地域社会の中で健全に発達していく機会をつくります。 ・地域の中で、子どもたちが健全な発達をしていくため、教育関係者やボランティア・NPOとの連携、協力のもとで多様な参加機会をつくるシステムを構築します。</p>	ボランティア・市民活動センター